

産総セ第 号の

## 行政財産使用許可書

1. 許可する行政財産の種類及び数量	
2. 使用許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日 時 分 ~ 時 分 ( 時間・日間)
3. 使用料の額	¥
4. 使用料の納付時期及び方法	当日 証紙
5. 許可条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 申請による目的以外の目的に使用しないこと。</li><li>2 原状を変更しないこと。</li><li>3 転貸し、又は担保に供さないこと。</li><li>4 取消しによって損害が生じた場合その補償を求めないこと。</li><li>5 自己の責めに帰する理由により使用許可物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による物件の損害賠償を求めることがある。但し、原状回復した場合はこの限りではない。</li><li>6 別途定める使用許可物件の種類により、使用する消耗品を申請者の負担とすることがある。</li><li>7 県が公用もしくは公共用に供するため必要が生じたとき、または許可の条件に違反した行為があると認められるときは、許可を取消すことがある。</li><li>8 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の7及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができる。</li></ol>

年 月 日付けで申請のありました行政財産の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により上記のとおり許可します。

年 月 日

殿

奈良県産業振興総合センター 所長